

許可申請や届出に必要となる書類 条例第7条・第9条・第30条の3

屋外広告物許可申請書（広告物活用地区の場合は確認申請書）及び特定屋内広告物表示届出書の添付書類

必要書類	屋外広告物許可申請書		特定屋内広告物表示届出書 (まちなか区域)
	新規	継続	
① 現況カラー写真（近景・遠景、2か月以内のもの）	○	○	○
② 付近の見取り図	○		○
③ 敷地配置図	○		○
④ 広告物の意匠図、構造図、照明設備図	○		○
⑤ 平面図（ガラス面等と広告物の位置関係や距離を示す図面）			○
▼壁面・屋上・突出広告物の場合			
⑥ 広告物との位置関係を示す図面	○		○
⑦ 建築物の立面図（高さ、壁面積を示す図面）	○		○
⑧ 屋外広告物等安全証明書（施工者が記載）	○（設置済分は⑨）		
⑨ 自己安全点検報告書		○	
▼屋上・突出広告物の場合			
⑩ 管理者が一定の資格を有することの証明の写し	○	○	
▼高さ4m超の工作物に該当する場合			
⑪ 設置当時の工作物確認済証の写し等	○		
▼道路占用許可が必要な突出広告物等の場合			
⑫ 道路占用許可証の写し	○	○	

※①～⑦は事前協議段階から必要です。事前協議から変更がなければ、許可申請や届出には省略できます。

※当初は基準以内で許可・届出が不要であって、後日広告物の追加により基準を超えることにより許可・届出を行う場合、当初に設置済のものについては、⑧は不要ですが、⑨をご提出ください。

屋外広告物の許可等にかかる手数料及び期間 条例第16条・第30条

屋外広告物の許可申請（広告物活用地区の場合は確認申請）後、手数料の金額を通知します。

屋外広告物等の区分		単位	手数料	許可期間
広告板、広告塔、野立て広告	発光・照明あり	3㎡につき	1,860円	3年以内
	発光・照明なし	3㎡につき	1,240円	
はり紙		100枚につき	400円	1月以内
はり札等		1枚につき	50円	1月以内
立看板等		1個につき	250円	1月以内
置看板		1個につき	620円	1年以内
広告幕		10㎡につき	370円	2月以内
のぼり旗		1個につき	100円	2月以内
電柱又は街灯柱を利用する屋外広告物		1件につき	370円	1年以内
標識を利用する屋外広告物		1件につき	370円	1年以内
アドバルーン		10㎡につき	370円	2月以内
ぼんぼり		1個につき	100円	2月以内
電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物		1個につき	370円	1年以内
路線バスへのラッピング広告		1台につき	10,000円	1年以内
その他の屋外広告物等		1個につき	370円	1年以内

・なぜ許可手数料が必要ですか？ P 25